

京都市告示第381号

平成24年12月28日京都市告示第387号（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準の審査をすることができる者）の一部を次のように改めます。

令和4年9月30日

京都市長 門川大作

柱書き中「別表第8」を「別表第9」に改める。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

（都市計画局建築指導部建築審査課）